

事後審査型条件付一般競争入札に関するQ & A

1 制度全般に関するQ & A

(1) Q：事後審査型条件付一般競争入札とはどういう入札方法なのか？

A： 津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者を対象として入札参加に係る資格要件を公告し、当該資格要件を満たす者が自由に入札に参加し、開札後に有効な入札のうち入札価格の低い者から資格要件の審査を実施し、資格要件が適格である場合に落札決定する入札方法です。

(2) Q：これまで市内本店業者を対象とした公募型（地域公募型）指名競争入札とどのような違いがあるのですか？

A： 名称が変更しただけで、格付区分、地域区分に基づく入札参加資格要件に変更はありません。これまでの公募型（地域公募型）指名競争入札と同様に、格付要件、地域要件の条件を付けた一般競争入札により発注を行いますので、貴社の業種別の格付区分、地域区分に該当すれば、自由に入札参加できます。

(3) Q：これまでの参加意思確認型指名競争入札とはどのような違いがあるのですか？

A： 参加意思確認型指名競争入札においては、指名業者を選定して、指名通知を行っていましたが、事後審査型条件付一般競争入札では指名通知は行いません。発注公告に示す工事実績要件等の全ての要件に該当すれば、これまで参加意思確認型指名競争入札を行ってきたような工事等についても自由に入札参加できます。

(4) Q：これまで公募型（地域公募型）指名競争入札では3者以上の応募がないと入札中止となりましたが、事後審査型条件付一般競争入札ではどうなりますか？

A： 事後審査型条件付一般競争入札では、1者以上の入札参加があれば開札を行います。入札参加業者がない場合は入札中止となります。

(5) Q：これまでの公募型（地域公募型）指名競争入札のように開札前に入札参加業者は公表されるのですか？

A： 開札前に入札参加業者は公表しません。一般競争入札ですので、開札時点で初めて入札参加業者を公表することとなります。

(6) Q：開札立会人はどのように選定し、連絡するのですか？

A： 入札参加業者の中から無作為抽出して、FAXにて連絡します。

(7) Q：入札書と積算内訳書の金額が一致しないと無効となるのですか？

A： これまでは、入札書と積算内訳書の金額は一致しなくても有効札となりましたが、事後審査型条件付一般競争入札導入に伴い、全ての入札において入札書と積算内訳書の金額一致を条件化し、一致しない場合、無効となりますので注意してください。

2 入札参加に関する Q & A

(1) Q：発注情報（公告）はどのように公表するのですか？

A： これまで通り、原則毎週月曜日に津市HP「入札情報」の発注情報を更新します。発注がない場合も発注がない旨を更新します。HPに公表した発注情報（公告）は調達契約課でも閲覧できます。また、建通新聞等の業界紙へも情報提供します。

(2) Q：一般競争入札ということは、全ての入札に参加できるということですか？

A： 一般競争入札と言っても様々な「条件」を付けての入札となります。例えば、発注公告で所在地の要件が「津市内本店」とあれば、津市外に本店がある業者は入札参加できません。発注公告で示す全ての要件に該当する業者間での一般競争入札を行うことになります。

(3) Q：入札参加（郵便入札）に必要な書類はどのようになりますか？

A： 入札書（事後審査型用）と積算内訳書（郵便入札用）の2点のみになります。事後審査を行いますので、入札参加（郵便入札）にあたって入札参加申請書の提出は必要ありません。入札参加申請書は、落札候補業者のみ提出することになります。

(4) Q：郵便入札方法に変更点がありますか？

A： 指定された封筒等を封印し、一般書留、簡易書留のいずれかの方法で郵送してください。ただし、事後審査型条件付一般競争入札導入に伴い、これまで公募型（地域公募型）指名競争入札に使用していた黄色封筒（入札参加申請書封入用）と内封筒の緑色封筒（入札書、積算内訳書封入用）を廃止し、これまで参加意思確認型指名競争入札用に使用していた水色封筒のみ使用することになりますので、郵便入札する際は、使用する封筒に注意してください。

(5) Q：水色の封筒はどこで入手できますか？

A： 調達契約課、津北工事事務所及び津南工事事務所にて無料で配布しています。また、設計図書販売の指定コピー店においても無料で配布していますので、必要な場合は、設計図書購入時にコピー店に申し出てください。

(6) Q：入札参加資格要件に該当するかわからない場合はどうしたらよいですか？

A： 入札参加しようとする発注公告をお手元に用意のうえ、調達契約課工事契約担当（電話059-229-3122）までお問合せください。ただし、客観データである所在地要件、格付要件、地域要件については回答できますが、工事实績要件、業務実績要件については、開札後の事後審査事項となっており、入札参加前の適格・不適格の回答は一切できませんのでご了承ください。

(7) Q：入札参加資格要件を満たしていないのに入札参加した場合どうなるのですか？

A： 例えば「津市内本店」の要件が付いた入札に市外業者が参加申込みした場合や格付区分Aの入札に格付区分Bの業者が参加申込みした場合等、明らかに入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加資格要件を満たしていないものとし、開札を行いません。この場合、特にペナルティはありませんが、入札参加資格要件は入札前に発注公告により十分に確認して入札参加するようお願いします。

3 開札時の落札候補者決定に関する Q & A

(1) Q : 最低価格入札者が同額で複数者ある場合、どのように落札候補者を決定するのですか？

A : これまで通り、開札立会人によるくじ引きにて落札候補者を決定します。

(2) Q : くじ引きで落札候補者が決定し、事後審査において無効となった場合、次の落札候補者は誰になるのですか？

A : 開札立会人によるくじ引き時に、同時に落札候補順位も決定する方法でくじ引きを行います。落札候補順位を第一順位、第二順位とつけておくことにより、第一順位者が事後審査で無効となれば、第二順位者が次の落札候補者となります。

(3) Q : 落札候補者が事後審査において無効となり、次に入札価格が低い入札者が複数ある場合、どのように落札候補者を決定するのですか？

A : この場合は、次に入札価格が低い入札者全てに連絡のうえ、くじ引き日時を調整して、全者が一同に会して実際にくじ引きを行い落札候補者を決定します。代表者以外がくじ引きに参加する場合は、委任状が必要となりますのでご注意ください。

(4) Q : 津市は一契約一技術者の専任制となっておりますが、1日の開札で2件以上落札候補者となった場合の配置予定技術者の重複はどのように確認するのですか？

A : 入札参加者全てが入札書（事後審査型用）下段に、開札日時点における業種別の入札参加件数と落札可能件数（配置可能技術者数）を記入・届出することにより、入札参加業者ごとの一日の配置予定可能技術者数を把握し、配置予定技術者の重複確認を行います。

入札書（事後審査型用）に記載された落札可能件数（配置可能技術者数）に達した以後の当該業者の入札は無効となります。

(5) Q : 入札書（事後審査型用）に落札可能件数を記載しなかった場合はどうなりますか？

A : 入札書（事後審査型用）に入札参加件数、落札可能件数を記載しなかった場合で、落札候補者を辞退した場合は、指名停止等の措置を講じることがありますので、必ず記載するようお願いします。

(6) Q : 郵便入札投函後、開札日までに他の工事を落札し、落札可能件数（配置可能技術者数）が変更した場合どのようにすればよいですか？

A : 任意の様式で結構ですので、落札可能件数（配置可能技術者数）が変更となる開札日、変更後の落札可能件数（配置可能技術者数）を、開札日の前日中に調達契約課まで届け出てください（F A Xでも可）。

(7) Q : 開札結果（入札結果）はどのように公表されるのですか？

A : 開札結果（入札結果）は、これまで通り開札日の翌日にHPにて公表します。ただし、この時点では、備考欄に「落札候補者」を表示しているだけで、落札決定を保留している状態です。事後審査の結果、適格と認められた場合、備考欄を「落札決定」に更新します。

4 事後審査に関する Q & A

(1) Q：事後審査では具体的にどのような項目を審査するのですか？

【建設工事の場合】

A：大きく分けて 入札参加資格要件と 積算内訳書の積算内容の2点の審査を行います。入札参加資格要件については、発注公告に示した要件に応じて、津市において指名停止中でないか、建設業の許可を有し、有効期限内であるか、所在地要件、格付要件、地域要件が該当しているか、工事实績要件を付した場合は工事实績内容が当該工事と同種工事の施工実績に該当しているか、配置予定技術者が他の工事を施工中でないか等を審査します。

【測量・建設コンサルタント等の場合】

A：大きく分けて 入札参加資格要件と 積算内訳書の積算内容の2点の審査を行います。入札参加資格要件については、発注公告に示した要件に応じて、津市において指名停止中でないか、建設コンサルタント等に係る登録を有し、有効期限内であるか、所在地要件、営業収入要件が該当しているか、業務実績要件を付した場合は業務実績内容が当該業務と同種業務の履行実績に該当しているか、配置予定技術者が他の業務に配置されていないか等を審査します。

(2) Q：落札候補となった場合、どのような連絡があるのですか？

A：開札後、落札候補業者には、FAXにて「落札候補通知」を送付し、FAX受信確認の電話をします。「落札候補通知」に提出期限、提出が必要な書類（入札参加資格確認資料）が記載されてますので、通知内容に従って入札参加資格確認資料を提出してください。

(3) Q：落札候補となった場合、いつまでにどのような書類を提出しなければなりませんか？

A：原則、水曜日に開札し、翌々日の金曜日中に入札参加資格確認資料を調達契約課まで提出してください。入札参加資格確認資料は、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」と申請書に記載された必要添付書類（建設業許可証明書(写)、建設コンサルタント等に係る登録証明書（写）、配置予定技術者との雇用関係確認書類、配置予定技術者の資格証(写)、設計図書購入時の領収書（写）又は積算内訳書交付済証等）を提出することになります。

(4) Q：入札参加資格確認資料を期限までに提出できない場合どうになりますか？

A：期限までに提出できない場合は、入札参加資格要件を満たさないものとみなし、入札無効となり、落札の権利がなくなります。また、場合によっては、指名停止等の措置を講じることもあります。

(5) Q：積算内訳書の積算内容審査はどのような審査をするのですか？

A：別紙「積算内訳書（郵便入札用）の作成等の取扱いについて」に記載された無効事由に該当しないかを審査します。詳しくは「積算内訳書（郵便入札用）の作成等の取扱いについて」をご参照ください。

(6) Q：事後審査の結果はどのように連絡があるのですか？

A：事後審査の結果、適格となった場合、これまで同様、「落札通知」を交付します。電話連絡しますので、調達契約課まで落札通知を取りに来て下さい。また、不適格となった場合も、電話連絡のうえ、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」により、不適格となった理由を記して通知します。

5 配置予定技術者に関するQ & A

(1) Q：配置予定技術者との雇用確認書類にはどのような書類がありますか？

A： 雇用確認書類とは、技術者氏名と事業所名が明記されているもので次に挙げるものとします。
事業所名の記載されている健康保険被保険者証（写）
雇用保険被保険者資格取得時確認通知書（写）
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書（写）
確定申告書の表紙（原本写し）及び役員報酬明細（提出直前の税務署受理済みの原本写し）
源泉徴収票発行控え（原本写し）
住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用・提出直前の原本写し）
賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類（原本写し）
出勤簿又はそれに類する給与の支払いに関する書類（原本写し）
所得税源泉徴収簿（原本写し）
ただし、3ヶ月以上の雇用確認が要件となっている場合は、入札参加申込期限（郵便入札到着期限）以前3ヶ月以上の雇用を確認します。

(2) Q：工事施工中の技術者は、どの時点から次の入札の配置予定技術者になれるのですか？

A： 工事完了後、工事担当課に完成報告書を提出し、適切に受理された後から配置可能な技術者となります。測量・建設コンサルタント等における業務においても同様です。

(3) Q：入札参加申込期限に配置可能な技術者でなければ入札参加できないのですか？

A： 開札後、落札候補者となり、入札参加確認資料提出期限時点で配置可能であれば配置予定技術者として認められます。

(4) Q：新たに技術者を雇用したのですが、技術者の追加登録をしなければなりませんか？

A： 事後審査型条件付一般競争入札導入に伴い技術職員名簿を廃止しましたので、新たに技術者を雇用しても技術者の追加登録の届出の必要はありません。ただし、新たに雇用した技術者で入札参加し、落札候補者となった場合、速やかに雇用確認書類、実務経験経歴書（一業種10年以上）、技術者資格証等を提出できるよう事前に準備しておいてください。

(5) Q：配置予定技術者が実務経験の場合、技術者資格をどのように証明したらよいのですか？

A： 実務経験の技術者を配置予定技術者とする場合は、「実務経験経歴書」を提出します。一つの業種で10年以上（ ）の実務経験を有する場合、「実務経験」として認められます。落札候補者となった場合に速やかに「実務経験経歴書」を提出できるよう事前に準備をしておいてください。
また、実務経験による一技術者の入札参加可能業種は2業種（業種ごとに10年以上の計20年以上）までとなっています。

建設業法施行規則で定める学科を修めた者の場合は、高等学校卒業後5年以上、高専、大学卒業後3年以上の実務経験。